(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百七十二号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百八十八条第一項の規定により東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　防災街区整備事業の名称　東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業

二　事業施行期間　事業計画認可の公告の日から平成二十五年度末まで

三　施行地区　東京都墨田区京島三丁目の一部

四　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

五　事務所の所在地　東京都墨田区東向島二丁目十六番十四号

六　事業計画の認可の年月日　平成二十二年八月三日

七　事業計画の変更の認可の年月日　平成二十四年二月十六日

○国土交通省告示第百七十三号

低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年二月十六日

国土交通大臣　前田　武志

低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する告示

第四条第二号の表イを削り、同表ロ中「適用関係告示」を「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下「適用関係告示」という。）」に改め、「、第百十項、第百十二項」を削り、「十・十五モード法排出物」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第千二百六十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十二「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（以下「十・十五モード法排出物」という。）」に改め、同表ロを同表イとし、同表ハ中「又はロ」を削り、同表ハを同表ロとし、同条第三号の表中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第三百四十八号）による改正前の」を削る。

第五条第一号の表イ中「自動車」の下に「（ホに掲げる自動車を除く。）」を加え、同表ロ中「自動車」の下に「（ニ及びヘに掲げる自動車を除く。）」を加え、同表ハ中「自動車」の下に（トに掲げる自動車を除く。）」を加え、同表ハの次に次のように加える。

ニ　前条第一号の表のハに規定する自動車（軽油を燃料とする自動車のうち車両総重量が二・五トン超三・五トン以下のものに限る。）	別表第四第一号の基準
ホ　前条第一号の表のイ、ロ及びトに規定する自動車（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）	別表第四第二号の基準
ヘ　前条第一号の表のハに規定する自動車（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）	別表第四第三号の基準
ト　前条第一号の表のチに規定する自動車（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）	別表第四第四号の基準

同条第二号の表を次のように改める。

自動車の種類	基準
イ　前条第一号の表のニ、ホ及びヘに規定する自動車（ロ及びハに掲げる自動車を除く。）	別表第五第一号の基準
ロ　前条第一号の表のニ、ホ及びヘに規定する自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）	別表第五第二号の基準
ハ　前条第一号の表のニ、ホ及びヘに規定する自動車（圧縮天然ガスを燃料とする自動車に限る。）	別表第五第三号の基準

第八条中「次のとおり」を「インターネット等」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第四　第五条第一号の表ニ、ホ、ヘ及びトの自動車に係る第五条の認定の基準（第五条関係）

基準		当該基準の内容
一　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減かつ平成二十一年基準排出粒子状物質十%低減レベル	一酸化炭素	〇・六三以下
	非メタン炭化水素	〇・〇二四以下
	窒素酸化物	〇・一三五以下
	粒子状物質	〇・〇〇六三以下
二　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減レベル	一酸化炭素	一・一五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇五以下
	窒素酸化物	〇・〇七二以下
	粒子状物質	微量
三　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減レベル	一酸化炭素	二・五五以下
	非メタン炭化水素	〇・〇五以下
	窒素酸化物	〇・一三五以下
	粒子状物質	微量
四　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減レベル	一酸化炭素	四・〇二以下
	非メタン炭化水素	〇・〇五以下
	窒素酸化物	〇・〇七二以下
	粒子状物質	微量

備考

別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五　第五条第二号の表の自動車に係る第五条の認定の基準（第五条関係）

基準		当該基準の内容
一　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減かつ平成二十一年基準排出粒子状物質十%低減レベル	一酸化炭素	十六・〇以下
	非メタン炭化水素	〇・二三以下
	窒素酸化物	〇・六三以下
	粒子状物質	〇・〇〇九以下
二　平成二十一年基準排出窒素酸化物十%低減かつ平成二十一年基準排出粒子状物質十%低減レベル	一酸化炭素	二・二三以下
	非メタン炭化水素	〇・一七以下
	窒素酸化物	〇・六三以下
	粒子状物質	〇・〇〇九以下

（第四条第三号の排出物に含まれる測定物質について同表の下欄に掲げるそれぞれの値）